

中国税務速報

2014年9月22日

●1 加工貿易項目の輸入鋼材の保税政策を取消すことに関する補充通知

2014年8月28日付で、財政部、税関総署及び国家税務総局は「加工貿易項目の輸入鋼材の保税政策を取消すことに関する補充通知」（財関税（2014）54号、以下「通知」という）を公布しました。当該通知は、「加工貿易項目の輸入鋼材の保税政策を取り消すことに関する通知」（財関税「2014」37号）により取消された78種税目の鋼材製品の加工貿易項目の輸入保税政策の施行時期を延長することを明確にしました。即ち、加工貿易項目で輸入する上記78種税目の鋼材製品に対し、関税及び輸入環節税を課税する開始日は、財関税「2014」37号通知の2014年7月31日から2015年1月1日へと延期されました。

2014年12月31日以前に締結し、且つ2015年6月30日前に実際に輸入できる契約については、契約の有効期限内において保税の形式で加工貿易業務を行うことが認められます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c772836/content.html>

●2 特別納税調整の監督管理に関する問題の公告

2014年8月29日付で、国家税務総局は「特別納税調整の監督管理に関する問題の公告」（国家税務総局公告2014年第54号、以下「公告」という）を公布しました。

当該通知は以下の内容を明確にしました。

- 一、税務機関は関連申告の審査、同期資料の管理、前期監督及び後続追跡管理等といった特別納税調整監督管理手法により納税者の特別納税調整リスクを発見した場合、納税者に「税務事項通知書」を送付し、納税者に特別納税調整リスクを提示するとともに、通知受領日より20日以内に同期資料またはその他関連資料の提出を要求する権限があります。納税者は自社の関連取引価額原則及び方法等の特別納税調整事項の合理性を分析する必要があり、自查した後に税金を追加納付することができます。
- 二、納税者が特別納税調整監督管理段階で自查し追加納税した場合でもなお税務機関は関連規定により特別納税調査及び調整を実施することができます。
- 三、納税者は特別納税調整監督管理段階で、上記の規定に基づき同期資料等の関連資料を提出した場合、企業所得税法实施条例により、納税者の自查納税額に対し、延滞税は税額所属納税年度に実行される税額補足期間と同時期の中国人民銀行の人民幣貸付基準利率に基づき利息を計算することとし、5ポイントの加算は不要となります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c774866/content.html>

●3 国家税務総局が「営業税から増値税への徴収変更におけるクロスボーダー課税サービスの増値税免税に係る管理弁法（試行）」を新たに公布

2014年8月27日付で、国家税務総局は「「営業税から増値税への徴収変更におけるクロスボーダー課税サービスの増値税免税に係る管理弁法（試行）」を新たに公布することに関する公告」（国家税務総局公告2014年第49号、以下「弁法」という）を公布しました。

国家税務総局公告2013年第52号と比べ、新たに公布された「弁法」は以下の内容について補足及び調整を行いました。

「営改増」の拡大に伴い、免税クロスボーダーサービス種類に郵政業サービス、集荷・配送サービス、電信業サービスを追加し、上述サービス種類の具体的な内容及び適用方法を明確にしています。

納税者の経営状況及び管理要求に伴い、「国外企業に対し提供する電信業サービス」の状況を明確にし、「クロスボーダーサービスの書面契約」の種類を補足し、且つ「国外から取得する収入とみなす」状況を列挙しています。

納税者が提供する、香港、マカオ、及び台湾と関する課税サービスについては、別途規定のある場合を除き、同じく「クロスボーダー課税サービス」と見なされ、当該弁法の関連内容に基づき免税を享受できることを明確にしています。

当該弁法は 2014 年 10 月 1 日より施行され、それと同時に 2013 年 9 月 13 日に公布された国家税務総局公告 2013 年第 52 号は廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c775021/content.html>

●4 国務院が「企業情報公開暫定施行条例」を公布

2014 年 8 月 23 日付で、国務院が「企業情報公示暫定施行条例」（国務院令第 654 号、以下「条例」という）を公布しました。

当該条例により、工商行政管理部門は、日常業務における、①登録・登記・届出情報、②動産抵当権設定登記情報、③出資持分質権設定登記情報、④行政処罰情報及びその他の企業情報を、それぞれ発生した日から 20 営業日以内に「企業信用情報公示システム」を通じて公開しなければなりません。

また、企業は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、上記のシステムを通じて工商行政管理部門に前年度の年度報告書を提出し、公開しなければなりません。また、当該年に設立登記された企業は、翌年から年度報告を報告送付し公示しなければなりません。

年度報告書には、①企業の住所、郵便、電話、メール等の連絡情報、②開業、休業、清算等の情報、③企業への投資、持分買取等の情報等が含まれています。

企業が規定通りに情報を公開しない、または公開情報を隠蔽・偽った場合には、当該条例に基づき、県級以上の工商行政管理部門により「経営異常名簿」に記載され、且つ上記システムを通じて公開されます。事情が重大である場合には、関連主管部門より関連法律法規に基づき行政処罰を受け、他人に損害を与えた場合には、法により賠償責任を引き受け、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究されます。

当該条例は 2014 年 10 月 1 日より施行されます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-08/23/content_9038.htm

●5 商務部が国外投資に関わる管理弁法を刷新

2014 年 9 月 6 日付で、商務部は「国外投資管理弁法」（商務部令 2014 第 3 号、以下「3 号弁法」という）を公布しました。

中国政府が現在進めている「簡政放権（行政簡素化、権限委譲）」の政策方針に沿って、国外投資に関わる認可範囲を「敏感な国家・地域・業界」への投資に限定し、それ以外については届出管理へと移行することを明らかにしています。

当該弁法は 2014 年 10 月 6 日より施行されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201409/20140900723361.shtml>